回　答　書

拝啓　時下　益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて　貴殿より国土交通省河川局長あて平成１４年６月２６日付けで確認書をいただいた件につきましては、下記のとおり回答させていただきます。なお、本来であれば、早速お答えすべきところ、回答が大変遅れてしまい誠に申し訳ありませんでした。あわせてお詫び申し上げます。

平成１４年　９月２６日

国土交通省関東地方整備局
京浜工事事務所長

記

まず最初に、国土交通省河川局長あて確認書をいただきました件について、以下の理由により当事務所からの回答とさせていただきたく、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

【河川管理に係る権限の委任】

私ども国土交通省では、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第９条第１項の規定に基づき一級河川（都道府県知事に管理が委任されている区間を除きます。）の管理を担当させていただいておりますが、更に、同法第９８条及び同法施行令第５３条の規定により、当該管理の権限の大部分が各地方整備局長に委任されております。この「委任」につきましては、法令に基づくものであるため、「委任の結果、原権限庁（この場合は「国土交通大臣」になります。）は法律上その権限を喪失し、委任を受けた行政庁（「各地方整備局長」になります。）は自己の名と責任においてその職務を行う」と解されており、よって、一級河川の管理責任につきましては、そのほとんどを各地方整備局長が担うこととなります。

また更に、国土交通省設置法第３２条第１項の規定により当該地方整備局長の河川管理に係わる権限の一部を各工事事務所等に分掌させることができるものとされており、地方整備局組織細則第１４０条第１項（別表第４）の規定をもって、「多摩川に係る改良工事、維持修繕その他の管理」につきましては、私ども京浜工事事務所が担当させていただくことになっております。

貴通知でご指摘をいただいた事項につきましては、多分に多摩川という河川が置かれている立地状況に起因している側面もあるため、上述しました河川管理権限の委任の本旨に基づき、当所より回答をさせていただく次第です。

次に、ご質問のありました建築物及び船着場の設置について、以下のように回答いたします。

【羽田地区の不法係留対策について】

河川は、公共の物であり、本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであることから、自由使用が原則となっています。

その利用形態は、散策、釣りなど一般の人々が誰でも自由に利用出来るものなどがそれに該当します。

河川敷（国有地）の使用にあたっては、自由使用の範囲を逸脱し、他の河川利用者に影響を与えるような使用（排他独占的でかつ継続的な使用）をする場合には、占用許可等が必要となり、また、河川を利用するにあたって工作物を設置したり、土地の形状を変更するなどの行為を行うことは河川法で一般的に禁止されていることから、これらの行為を行うには、河川法に基づき申請をして河川管理者の許可を受ける必要があります。

また、河川は公共用物として一般公衆の自由な使用に供すべき性質のものですが、それぞれの地域における土地利用の実態を勘案して、より公共性の高い占用を優先させ、より高度な河川敷地の利用を図っています。

このようなことから、河川敷（国有地）を占用出来る者としては、地方自治体等が原則となっています。

これらの事項については、「河川敷地占用許可準則」という河川敷地における土地の占用許可についての基本方針を定めた通達により運用されております。

今回ご指摘のありました建築物及び船着場につきましては、河川法第２４条（土地の占用の許可）及び同法第２６条第１項（工作物の新築等の許可）に違反しており、このような河川区域内のプレジャーボート等の不法係留船は、洪水の流下の阻害、護岸への係留杭の設置や船舶が流出した場合の河川管理施設等への損傷、河川工事の実施の支障等の治水上の支障のほか、一般公衆の自由使用の妨げ、騒音の発生、景観の阻害等様々な面で河川管理上の支障を引き起こすこととなります。

当事務所といたしましても、本物件が違法であるということは認識しており、当該不法占用者に対し、河川法に基づく警告書の送付等を行っていますが、抜本的な解決にいたっていない状況となっております。

多摩川におきましては、平成９年の河川法改正に基づき、治水、利水、環境という３本の柱からなる総合的な河川整備を推進するため、多摩川の新たな川づくりの計画である多摩川水系河川整備計画が平成１３年３月に策定されました。

当該計画におきましても、水面の利用にあたって、秩序ある利用を維持していくため、利用標識板の設置を含めた水面利用の調整を図るとともに、秩序ある水面利用の支障となる不法係留船等に対する対策を自治体、関係機関等と連携して推進することとなっています。

羽田地区につきましては、過去から漁船釣り船等により生計を維持している方々がおり、河川法に基づく占用許可を受けている係留施設と占用許可を受けていない不法な係留施設とが混在しているという特殊な事情があるとともに、マリーナ等の係留保管施設が十分ではない中で、即時に強制的な撤去措置を執ることは困難な状況であり、自治体、

関係機関等と連携して慎重かつ計画的な対策が必要となってまいります。

当方といたしましては、適正な河川利用を実現するため、河川管理者、地方公共団体、他の公共水域管理者、警察機関、河川利用者（漁協等）からなる河川水面の利用調整に関する協議会を設置し、多摩川における係留船のあり方について、慎重に議論していく必要があるのではないかと考えております。

当事務所といたしましては、当該協議会の設立に向け、現在各関係機関と調整を図っているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

敬具